

近江八幡市に測量・建設コンサルタント等競争参加資格を申請される方へ

(令和8年度測量・建設コンサルタント等競争参加資格審査申請書提出要項)

1 審査基準日

滋賀県に準ずる。(直前決算日)

2 資格要件について

滋賀県に準ずる。

入札参加を希望する業種において、法令等の規定による登録が必要な場合は、入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

一般調査(土木)に入札参加を希望する者については、12月頃に近江八幡市が独自に受付する「役務提供競争参加資格審査申請」にて申請すること。

3 技術者基準について

滋賀県に準ずる。

4 入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間

※令和7年度は、中間年申請(1年間有効)になります。

5 用語

市 内：近江八幡市内の本店(本社)で登録する方

準市内：近江八幡市内の支店・営業所等で登録する方

県 内：滋賀県内に本店(本社)を有し、滋賀県内(近江八幡市を除く。)の本店(本社)又は支店・営業所等で登録する方

準県内：滋賀県外に本店(本社)を有し、滋賀県内(近江八幡市を除く。)の支店・営業所等で登録する方

県 外：滋賀県外の本店(本社)又は支店・営業所等で登録する方

6 入札参加希望業種区分

登録できる業種区分は以下のとおりです。入札に参加する支店・営業所等が資格等を取得・登録していれば、入札参加希望登録が可能であり、登録数に上限はありません。

(1) 測量は、測量法第10条の2に規定する業務です。

(2) 地質調査は、地質調査業者登録規程第2条に規定する業務です。

(3) 建設コンサルタントは、建設コンサルタント登録規程第2条別表上欄に掲げる登録部門(ただし、廃棄物部門は除きます。)に係る業務です。

(4) 補償コンサルタントは、補償コンサルタント登録規程第2条別表に掲げる登録部門(ただし、総合補償部門は除きます。)に係る業務です。

(5) 建築設計監理は、建築士法第23条に規定する業務です。

(6) 建築設備設計監理は、空調や電気等の建築設備にかかる設計監理業務です。

7 部門区分

業種区分ごとに設ける部門区分は下表のとおりです。

業 種 区 分	部 門 区 分
測量	測量一般、地図の調製、航空測量
地質調査	
建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償及び特殊補償、事業損失、補償関連
建築設計監理	設計、監理
建築設備設計監理	計画、意匠、構造、冷暖房、空調、衛生、電気、積算、造園

8 申請書提出後の変更について

申請書提出後において入札参加資格審査申請書に記載した事項に変更があった場合、滋賀県土木

交通部監理課 申請受付担当（TEL：077-528-4985）にお問い合わせの上、修正申請を行ってください。

また、当該年度の修正受付期間終了後に変更が生じた場合は、次の通り対応してください。

- (1) 商号、所在地、代表者、受任者等の記載事項に変更が生じた場合、変更内容を証する書類を添えて、速やかに近江八幡市指定様式「競争参加資格審査申請書変更届」を提出すること。
- (2) 「競争参加資格審査申請書変更届」は近江八幡市ホームページに掲載している提出方法により作成すること。
- (3) 「競争参加資格審査申請書変更届」の提出は持参又は郵送とする。
- (4) 法律上必要とする登録の追加、変更、取消及び廃業等は「競争参加資格審査申請書変更届」の提出を必要とする。
- (5) 上記の変更届の提出に加え、翌4月1日以降に、滋賀県市町共同受付システムにおいても、変更申請の入力手続きを行うこと。
- (6) 昨年度に登録申請済みで入札参加希望業種の追加・変更を希望の場合は、中間年申請により受け付けるものとします。なお、年度途中での受付について、取消以外は不可とします。

9 申請後の申請内容の修正期限について

申請後、申請内容に誤り等があった場合は、令和8年2月2日(月)までに修正申請を申し出てください。これ以降の修正の申し出には一切応じられません。

10 その他

- (1) 書類の不備により受付できないことがあります。
- (2) 申請内容または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。
- (3) 登録されている事務所に技術職員・事務職員が確認できない場合、また電話の転送等事務所としての業務が認められない場合、登録事務所の変更・取消の措置を講じることがあります。
なお、事務所の確認は、市管財契約課が行うものとし、実態調査については適宜行います。
- (4) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成し、提出してください。
- (5) 申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は令和8年4月1日より下記のとおり公表します。
 - ・公表内容
商号、名称、代表者職・氏名、所在地 等
 - ・閲覧場所
近江八幡市役所（本庁） 情報公開コーナー
近江八幡市役所（安土町総合支所） 情報公開コーナー
近江八幡市ホームページ（トップページ→事業者の方→競争参加資格に関すること）

11 問い合わせ先

近江八幡市総務部管財契約課

〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地

電 話 0748-33-3111（代表） 内線416，421

0748-36-5557（直通）